

伊万里市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 2 1 号

伊万里市公民館設置条例の一部を改正する条例

伊万里市公民館設置条例（昭和 5 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 使用料に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）	
	第 1 学習室 第 3 学習室	その他の学習室
任意の団体等の研修活動	2 7 0 円	2 2 0 円
その他	8 2 0 円	5 5 0 円

備考

- 1 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。
- 2 本市の住民でない者（本市に所在地を有しない団体又は法人（国及び地方公共団体を除く。）を含む。）が使用する場合は、この表による使用料の 5 割の額を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可する使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した使用に係る使用料については、なお従前の例による。